

渋谷隣交町会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、町会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(周知)

第3条 個人情報取り扱いの方法は総会資料、または町会掲示板等で会員に周知する。

(個人情報の取得)

第4条 前条の個人情報とは「入会申込み書」などにより会長に提出された次の事項を記したものである。

例) 氏名(家族・同居人を含む)・性別・住所・電話番号・その他、必要とするもので同意を得た事項

(同意の取消し)

第5条 会員は前条に基づき取得に同意したものであっても、その後の事情により個別の項目または全ての項目について同意を取り消すことができる。

2 前条の申し出があった場合、ただちに該当する個人情報を破棄、または削除しなければならない。ただし、会員名簿としてすでに会員に配布しているものに対しては削除の連絡をすることでこれに替える。

(利用)

第6条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用をおこなうものとする。

- 一 会費請求、管理、その他文書の送付等
- 二 町会会員名簿の作成及び地図の作成
- 三 緊急時・災害時等の連絡網の作成

(管理)

第7条 個人情報は会長または会長が指名する役員が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は会長立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(本人の同意を必要としない提出先)

第8条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- 三 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- 四 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

例) 町会連合会、地区町会連合会、これらに準ずる公共目的の団体、学校が行う活動に対して協力する必要がある場合、その他、町会があらかじめ決めた提出先

附則

この規約は、定時総会で議決され、平成30年4月28日より実施する。